

## 駒ヶ根市環境美化推進組合設置要領

〔平成 9 年 1 2 月 1 9 日  
告 示 第 5 1 号〕

### （設置）

第 1 条 市内における環境美化を推進することにより循環型生活環境の確立及び環境汚染の防止を図り、もって市民の生活環境の向上及び健康の増進並びに自然環境の保全に寄与するため駒ヶ根市環境美化推進組合（以下「推進組合」という。）を設置する。

### （組織）

第 2 条 推進組合は、区選出の環境美化推進連合組合長、自治組合選出の環境美化推進組合長及び隣組選出の環境美化推進員をもって組織する。

### （任期）

第 3 条 環境美化推進連合組合長、環境美化推進組合長及び環境美化推進員の任期は、原則 1 年とし、再任は妨げない。

### （任務）

第 4 条 推進組合の任務は、次のとおりとする。

- (1) 循環型生活環境の確立に関すること。
- (2) 環境汚染の防止等公害対策に関すること。
- (3) 廃棄物の処理に関すること。
- (4) その他環境美化の推進に関すること。

2 環境美化推進連合組合長、環境美化推進組合長及び環境美化推進員の任務は、別に定める。

### （環境美化推進連合組合長会等）

第 5 条 区に環境美化推進組合長会を設置する。

- 2 市内全域の地区推進組合長会の連絡調整を図るため、環境美化推進連合組合長会を設置する。
- 3 環境美化推進連合組合長会に会長 1 名及び副会長 1 名を置く。
- 4 環境美化推進連合組合長会の運営等については、別に定める。

### （庶務）

第 6 条 推進組合に関する事務は、駒ヶ根市市民生活課において処理する。

### （補則）

第 7 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

- 1 この要領は、平成 10 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 駒ヶ根市環境クリーン指導員設置要領（平成 4 年告示第 54 号）は、廃止する。

### 附 則（平成 16 年告示第 22 号）

- 1 この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領による改正後の駒ヶ根市環境美化推進組合設置要領第 5 条第 3 項の規定は、平成 16 年 1 月 1 日から適用する。